

「企業行動規範に関する規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表	1
2 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	3

企業行動規範に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(独立役員の確保)</p> <p>第6条 上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>	<p>(独立役員の確保)</p> <p>第6条 上場会社は、一般株主保護のため、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役であって、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。）又は社外監査役（会社法第2条第16号に規定する社外監査役であって、会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員に該当する者をいう。<u>以下同じ。</u>）をいう。以下同じ。）を1名以上確保しなければならない。</p> <p>2 （略）</p>
<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第9条 上場会社（上場外国会社を除く。）は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を適正に確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するとともに、<u>当該体制を適切に構築し運用するものとする。</u></p>	<p>(業務の適正を確保するために必要な体制整備)</p> <p>第9条 上場会社（上場外国会社を除く。）は、当該上場会社の取締役、執行役又は理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務を適正に確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号若しくは同法第416条第1項第1号ホに規定する体制の整備又はこれらに相当する体制の整備をいう。）を決定するものとする。</p>
<p>(独立役員の構成)</p> <p><u>第16条の3 上場会社（上場外国会社を除く。）は、独立役員に取締役会における議決権を有している者が含まれていることの意義を踏まえ、独立役員を確保するよう努めるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(独立役員が機能するための環境整備)</p> <p><u>第16条の4 上場会社（上場外国会社を除く。）</u></p>	<p>(新設)</p>

は、独立役員が期待される役割を果たすための
環境を整備するよう努めるものとする。

(独立役員等に関する情報の提供)

第16条の5 上場会社(上場外国会社を除く。) (新設)

は、独立役員に関する情報及び会社法施行規則
第2条第3項第5号に規定する社外役員の独立
性に関する情報を株主総会における議決権行使
に資する方法により株主に提供するよう努める
ものとする。

付 則

この改正規定は、平成24年5月10日から施
行する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>11. の4 第7条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係</p> <p>第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立役員(企業行動規範に関する規則第6条第1項に規定する独立役員をいう。以下同じ。)の確保の状況(次のa及びbに掲げる場合に該当するときは、当該a及びbに掲げる事項を含む。)</p> <p>a 独立役員として指定する者が、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する場合 その旨及びそれを踏まえてもなお独立役員として指定する理由</p> <p>(a) 当該会社の親会社又は兄弟会社(当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。)の業務執行者等(業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)</p> <p>(b) 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</p> <p>(c) 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者</p>	<p>11. の4 第7条の5(コーポレート・ガバナンスに関する報告書)関係</p> <p>第7条の5に規定する「コーポレート・ガバナンスに関する事項」とは、次の(1)から(6)までに掲げる事項をいうものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 独立役員(企業行動規範に関する規則第6条第1項に規定する独立役員をいう。以下同じ。)の確保の状況(独立役員として指定する者が、次のaからeまでのいずれかに該当する場合は、それを踏まえてもなお独立役員として指定する理由を含む。)</p> <p>a 当該会社の親会社又は兄弟会社(当該会社と同一の親会社を有する他の会社をいう。)の業務執行者等(業務執行者(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。)又は過去に業務執行者であった者をいう。以下同じ。)</p> <p>b 当該会社を主要な取引先とする者若しくはその業務執行者等又は当該会社の主要な取引先若しくはその業務執行者等</p> <p>c 当該会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)</p> <p>d 当該会社の主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。)</p> <p>e 次の(a)又は(b)に掲げる者(重要</p>

及び当該団体に過去に所属していた者をいう。)

(d) 当該会社の主要株主(法第163条第1項に規定する主要株主をいい、当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者等をいう。)

(e) 次のイ又はロに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者(二親等内の親族をいう。)

イ (a)から前(d)までに掲げる者

ロ 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)若しくは会計参与であった者を含む。)

b 独立役員として指定する者が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合
その旨及びその概要

(a) 当該会社の取引先又はその業務執行者等

(b) 当該会社の業務執行者等が他の会社の社外役員(会社法施行規則第2条第3項第5号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)である場合の当該他の会社の業務執行者等

(c) 当該会社から寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、業務執行者等又はそれに相当する者をいう。)

(6) (略)

付 則

1 この改正規定は、平成24年5月10日から

でない者を除く。)の近親者(二親等内の親族をいう。)

(a) aから前dまでに掲げる者

(b) 当該会社又はその子会社の業務執行者等(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役若しくは業務執行者でない取締役であった者又は会計参与(会計参与が法人であるときはその職務を行うべき社員を含む。以下同じ。)若しくは会計参与であった者を含む。)

(6) (略)

施行する。

2 改正後の11.の4の規定は、この改正規定施行の日以後に株券の新規上場を申請する者から適用する。

3 上場会社（上場外国会社を除く。）は、改正後の11.の4各号に掲げる事項を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成24年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会終了後遅滞なく本所に提出するものとする。